

家庭用防犯カメラの購入費用を助成します

町では、犯罪の発生を抑制し、安全で安心なまちづくりを促進するため、家庭用防犯カメラの購入費用の一部を助成します。

対象者 ◆・町内に住民登録をしている個人で、自ら居住する住宅に購入・設置する方

(アパート、賃貸住宅を除く)

・町税および使用料等を滞納していない方

助成金額 ◆購入費用の2分の1(上限3万円) ※町内の住宅1戸、1世帯につき1回限り(多世帯住宅を除く)

申請方法 ◆家庭用防犯カメラを購入・設置後、次の書類を下記の窓口へ提出していただくか、右上の二次元コードからお申し込みください。※令和7年4月1日以降に購入したものが対象です。

提出書類 ◆・家庭用防犯カメラ購入費補助金交付申請書(様式第1号)

・補助金交付請求書(様式3号)

・補助金の振込先口座がわかるもの ※キャッシュカードまたは通帳の見開きのコピー

・商品の領収書 ※購入者(申請者)の氏名が書かれたもので、令和7年4月1日

以降に購入したことがわかるもの

・家庭用防犯カメラの取扱説明書またはカタログの写し ・設置状況を示す写真

申請期限 ◆令和8年1月30日(金)まで



申・問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

税務課

令和8年1月5日(月)は町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納期限です

項目	期別	納期限 (口座振替日)	期別	納期限 (口座振替日)
町県民税(普通徴収)	4期	令和8年1月5日(月)	納め忘れがないかご確認ください	
国民健康保険税(普通徴収)	6期	令和8年1月5日(月)	5期	12月1日(月)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	6期	令和8年1月5日(月)	5期	12月1日(月)
固定資産税			4期	12月1日(月)

口座振替を希望する方は次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行
- 北都銀行
- 羽後信用金庫
- JA秋田おばこ
- JA秋田ふるさと
- ゆうちょ銀行

納付書に記載された二次元コード(eL-QR)を利用して地方税お支払サイトからも納付できます。詳しくは右の二次元コードよりご確認ください。



地方税お支払サイト

町税等の納付方法の詳細については町ホームページまたは「令和7年度版 美郷町まちづくりガイド」をご覧ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

家屋(居宅、車庫、小屋、店舗等)の異動届出を忘れていませんか

■登記している家屋を解体した場合

登記している家屋を解体したときは、法務局へ滅失登記申請が必要です。滅失登記が完了した年の翌年度から課税対象外となります。登記については、秋田地方法務局大曲支局(☎0187-63-2100)にお問い合わせください。

■登記していない家屋を解体・所有者を変更した場合

町税務課に「家屋異動届出書」の提出が必要です。令和7年中に解体・所有者を変更した場合は、年内に届出をしてください。居宅が登記されているが、車庫が未登記などの場合も含みます。

※所有者を変更した場合の添付書類 ・相続:遺産分割協議書、相続関係図等のコピー ・売買:売買契約書のコピー

■10m未満の新築、増築等を行った場合

町税務課に「家屋異動届出書」の提出が必要です。※10m以上は建築確認申請が必要です。

土地・家屋等に対する固定資産税は、毎年1月1日時点の所有状況で課税されます。お早めにお手続きをお願いします。

申・問 町税務課 固定資産税班 ☎0187(84)4902

税務課の会計年度任用職員を募集します

職種◆事務補助員
勤務場所◆役場庁舎(税務課)
業務内容◆所得税・住民税申告の電話予約受付、データ入力等業務全般
採用人数◆1名
任用期間◆令和8年1月1日(木)～令和8年3月31日(火)
就業時間◆午前8時30分～午後4時15分
1日6時間45分、週5日

報酬◆日額7,664円～7,852円
資格等◆不問
申込期限◆12月10日(火)
※応募状況により、募集を早めに締め切る場合がありますのでご了承ください。
申込方法◆ハローワークを通じてお申し込みください。

ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

問 町総務課 総務班 ☎0187(84)1111

住民生活課

雪下ろし安全講習会を開催します

雪下ろし中の事故防止を目的に講習会を開催します。雪下ろし中の重傷事故、死亡事故が毎年多発していますので、積極的にご参加ください。

日時◆12月16日(火) 午後1時30分～
会場◆美郷町公民館 ホール
内容◆講話、安全作業講習 申込期限◆12月12日(金)
申込方法◆下記へ電話もしくは右の二次元コードからお申し込みください。



除雪機械を貸し出しています

高齢世帯や集会施設などの除雪作業を地域ぐるみで行う活動への支援として、除雪機械を無料で貸し出しています。

貸出機械◆

ヤマハ製ハンドガイド式除雪機
(除雪幅91cm、275kg)



※機械は北・中央・南ふれあい館にそれぞれ1台ずつ配備しています。

※積込用アルミブリッジも貸し出します。

期間◆最大4日間

対象◆行政区、自治会、自主防災組織、地域活性化団体
※雪下ろし安全講習会で実施する除雪講習の受講者もしくは、安全作業に関する誓約書提出者が対象です。

※営利目的での貸し出しは対象外です。

条件◆・軽トラ等運搬車を準備すること。
・燃料(ガソリン)を満タンにした状態で返却すること。

申請方法◆電話で事前に連絡の上、貸出申請をしてください。

●北ふれあい館 ☎0187(87)6550

●中央ふれあい館 ☎0187(84)2822

●南ふれあい館 ☎0187(84)4915

申・問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

福祉保健課

「歯周病受診券」の使用期限が近づいています

対象となる方へ4月中に送付した「歯周病受診券」の使用期限が近づいています。歯周病は全身に悪影響を及ぼすこともある危険な病気です。この機会に受診して、歯周病の早期発見・早期治療につなげましょう。

対象者◆令和7年度中に20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳を迎える方

使用期限◆12月末まで

実施機関◆美郷町、大仙市、仙北市、横手市の協力指定歯科医療機関(受診券に同封の一覧表をご確認ください)

個人負担額◆1,000円

※次の場合は無料で受診できます。ただし②、③に該当する方は受診予約前に下記へご連絡ください。

①70歳の方 ②生活保護世帯の方

③令和6年度町民税非課税世帯の方

・あらかじめ協力指定歯科医療機関へ電話で予約してから受診してください。

・受診時は「歯周病受診券」とマイナ保険証または資格確認書を必ずお持ちください。

注意事項

問 町福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900